

地球温暖化対策計画書制度に関する個別説明会における主な質問と回答

[用語]

旧制度：「県民の生活環境の保全等に関する条例」に基づく制度

新制度：「愛知県地球温暖化対策推進条例」に基づく制度

手引き：愛知県地球温暖化対策推進条例に基づく地球温暖化対策計画書等の作成の手引き（平成 31 年 3 月、愛知県）

ガイドブック：地球温暖化対策計画書制度ガイドブック（平成 31 年 3 月、愛知県）

計画書：地球温暖化対策計画書

状況書：地球温暖化対策実施状況書

1. 制度全般

| No. | 質問 | 回答 |
|-----|--|---|
| 1-1 | 3つの評価項目（温室効果ガス排出量、削減対策、先進的・先導的対策）について、総合評価はあるか。また、評価のコメントはあるか。 | 3つの評価項目について、それぞれで評価します。 （3つ評価項目の総合評価は行いません）。 また、コメントはありません。 |
| 1-2 | 計画書の評価結果の公表について、公表内容はどのようなものか。 | 以下の内容を公表します。 このため、公表となることを前提に記載してください。 ○別紙4（排出の抑制等に係る目標） ・評価結果がS及びAの事業者名 ○別紙5（削減対策の実施状況及び計画期間内における計画状況） ・評価結果がS及びAの事業者名 ・上記事業者の自主対策の実施内容・計画内容、実施年度、実施工場等及び削減効果（又は削減効果を記述できない理由） ○別紙6（温室効果ガスの排出抑制等に向けた先進的・先導的対策の計画状況） ・評価結果がS及びAの事業者名 ・上記事業者の実施内容、実施年度、実施工場等及び削減効果（又は削減効果を記述できない理由） |
| 1-3 | 助言について、どのような内容のものか。（命令や罰則はあるか。） | 助言は、命令ではなく、計画的に温室効果ガスを削減していただくために必要な対策をアドバイスするものです。また、罰則はありません。 なお、計画書等を提出しない場合や虚偽の報告があった場合については、知事が勧告・公表できる旨の規定を条例に設けています。 |

| No. | 質問 | 回答 |
|-----|--------------------------------|--|
| 1-4 | 新制度の状況書の様式は、いつweb ページに掲載されるのか。 | <p>新制度の計画書を提出した翌年度から、新制度の様式で状況書を提出することになります。</p> <p>このため、令和元年度は、昨年度までの（旧制度の）全事業者が旧制度の様式で状況書を提出していただくため、現時点では新制度の状況書の様式を掲載しておりません。手引きには、新制度の状況書の様式も記載しております。</p> <p>なお、旧制度の様式は、元号が令和に対応していないため、平成31年度としてください。</p> |

2. ア 温室効果ガス排出量

| No. | 質問 | 回答 |
|-----|---|--|
| 2-1 | 排出の抑制等に係る目標について、計画書を提出するタイミング（新たな計画期間の第1年度）で、排出原単位から排出量に変更しても良いか。 | <p>計画書を提出するタイミングで、排出原単位から排出量に、又は排出量から排出原単位に変更することができます。</p> |
| 2-2 | 別紙4（2）「※排出原単位の場合」の基準年度の「単位」について、t-CO ₂ 又はkg-CO ₂ しか選択できないが、どういうことか。 | <p>指標は、排出量と密接な関係を持つ指標（生産量や売上等）を設定します。排出原単位は、補正後温室効果ガス排出量/指標となります。</p> <p>この「※排出原単位の場合」の基準年度の「単位」は、排出原単位の分子となる補正後温室効果ガス排出量の単位について、t-CO₂かkg-CO₂かを選択するものです。</p> |
| 2-3 | 【計算書①】の電気事業者から供給された電気の排出係数について、どの年度の排出係数を使用するのか。 | <p>国は前年度の電気事業者ごとの排出係数を公表していますが、その時期は計画書・状況書の提出期限である7月末日以降に公表されます。</p> <p>このため、前々年度の排出係数を使用してください。（電気使用量は前年度、排出係数は前々年度となります。）</p> |

3. イ 削減対策

| No. | 質問 | 回答 |
|-----|--|--|
| 3-1 | 削減対策のうち必須対策のレベルについて、ガイドブックの達成要件（p7以降）も定性的なものが多いが、どの程度で実施となるのか。 | <p>削減対策のうち必須対策は、様々な事業者による事業活動に共通する、基本的な運用に関するものを掲げています。そのため、必須対策を実施できているかについては、達成要件や望ましい姿を参考にして、各事業者が自らの実態に合わせ運用していると判断されれば、実施していることとなります。</p> |
| 3-2 | 「実施内容・検討内容」欄につ | <p>計画書に根拠資料を添付する必要はありません。</p> |

| No. | 質 問 | 回 答 |
|-----|--|--|
| | いて、手引きでは、簡素に記述とあるが、添付資料は必要か。 | |
| 3-3 | 必須対策の 16 番の自動車の運転管理について、この自動車は、事業所外を走行する営業車も含まれるか。 | 必須対策の 16 番は、事業所外を走行する営業車も含まれます。 なお、様式の計算書①のエネルギー使用量は、事業所内のみを走行する自動車のエネルギー使用量（ガソリン、軽油等）が対象となります。 |
| 3-4 | 自主対策の削減効果について、ガイドブックの達成要件（p23）では、推計することが挙げられているが、別紙 5 には削減効果を記述できない理由とあるのはなぜか。 | 削減効果を推計することは達成要件ですが、企業秘密等により記述できない場合は、その理由を別紙 5 に記載してください。 (削減効果を推計できない場合は、達成要件を満たさず、自主対策を実施していることにはなりません。) |

4. ウ 先進的・先導的対策

| No. | 質 問 | 回 答 |
|-----|--|--|
| 4-1 | 削減対策と先進的・先導的対策について、何が違うのか。 | 基本として「削減対策」は自社の温室効果ガス排出量を削減するもので、「先進的・先導的対策」は広く社会全体の温室効果ガス排出量の削減に寄与するものです。 なお、自社の温室効果ガス排出量の削減を第一の目的とする「削減対策」であっても、社会全体の温室効果ガス排出量の削減に寄与する目的もあれば「先進的・先導的対策」となります。 |
| 4-2 | 様式別紙 6（先進的・先導的対策）について、様式別紙 5（削減対策）のような基準年度の欄がないが、既に実施している内容は記載できないか。 | 既に実施している内容も、先進的・先導的対策であれば、記載できます。 |
| 4-3 | 二酸化炭素の吸収源整備について、植林等の実施場所は県外でも良いか。 | 県内の事業所が実施していれば、植林等の実施場所は県外でも結構です。 |
| 4-4 | 廃棄物の削減について、対象となるか。 | 廃棄物を削減し、運搬や焼却による温室効果ガスの排出量が削減されることまでを対策としていけば、対象となります。 |